

平成22年基準消費者物価指数の概要

1 指数の性格

消費者物価指数は、全国の家計が購入する財及びサービスの価格変動を総合的に測定し、物価の変動を時系列的に測定するものである。すなわち、消費者物価指数は、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したものである。したがって、消費者が購入する財とサービスの種類、品質及び購入数量の変化を伴った生計費の変化を測定するものではない。

2 指数の対象範囲

消費者物価指数は、世帯の消費生活に及ぼす物価の変動を測定するものであるから、家計の消費支出を対象とする。(ただし、信仰・祭祀費、寄付金、贈与金、他の負担費及び仕送り金は、対象から除外する。)

したがって、直接税や社会保険料などの支出や、有価証券の購入、土地・住宅の購入などの消費支出以外の支出は指数の対象に含めない。なお、持家の住宅費用については、「帰属家賃方式」により指数に組み入れる。

3 指数算式

指数算式は、基準時加重相対法算式(ラスパイレス型)とする。

$$I_t = \frac{\sum_{i=1}^n p_{ti} q_{0i}}{\sum_{i=1}^n p_{0i} q_{0i}} \times 100 = \frac{\sum_{i=1}^n \frac{p_{ti}}{p_{0i}} w_{0i}}{\sum_{i=1}^n w_{0i}} \times 100$$

I : 指数
 p : 価格 q : 購入数量
 w : ウェイト (= pq)
 i : 品目
 0 : 基準時 t : 比較時

4 指数の基準時及びウェイトの参照年次

指数の基準時及びウェイトの参照年次は、平成22年の1年間とする。

5 指数品目

指数計算に採用する品目(以下「指数品目」又は単に「品目」という。)は、世帯が購入する多種多様な財及びサービス全体の物価変動を代表できるように、家計の消費支出の中で重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があること、継続調査が可能であることなどの観点から選定した587品目に持家の帰属家賃1品目を加えた588品目(沖縄県のみで調査する5品目を含む。)とする。

6 価格

- (1) 指数計算に採用する品目の価格は、原則として小売物価統計調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計調査」)によって得られた全国167市町村の品目別小売価格(実際に販売されている平常の小売価格)である。この小売価格は、毎月の中旬(12日を含む週の水、木、金のいずれか1

日)の値であるが、生鮮食品(生鮮魚介、生鮮野菜及び生鮮果物をいう。以下同じ。)及び切り花については、上旬(5日を含む週の水、木、金のいずれか1日)、中旬、下旬(22日を含む週の水、木、金のいずれか1日)の各調査日を含む前3日間の中値を単純平均したものである。

- (2) 基準時価格は、原則として基準年(平成22年)の1月~12月の各月の比較時価格を単純平均して算出する。また、生鮮食品については、月別ウエイトで加重平均して算出する。
- (3) なお、「パソコン(デスクトップ型)」、「パソコン(ノート型)」及び「カメラ」の3品目は、技術革新が激しく、市場の製品サイクルが極めて短いため、従来の価格収集法では同品質の製品を継続的に調査することが困難である。そこでこれら3品目については、全国の主要な家電量販店で販売された全製品のPOS情報による価格及び販売数量等を用いてヘドニック法により価格指数を作成する。

7 ウエイト

ウエイトは、主に家計調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計調査」)によって得られた平成22年平均1か月の1世帯当たり品目別消費支出金額を用いて作成する。ただし、生鮮食品については、品目ごとに月々の購入数量の変化が大きいため、家計調査の平成22年の品目別消費支出金額のほか、21年及び22年の月別購入数量を用いて月別ウエイトを作成する。なお、生鮮魚介、生鮮野菜及び生鮮果物の類ウエイトは年間を通じて固定する。

8 指数の計算

(1) 指数の計算方法

指数の計算は、最初に、比較時価格を基準時価格で除して算出した品目別価格指数を各品目のウエイトで加重平均して最下位類の指数を算出し、次に、各最下位類の指数を当該類ウエイトで加重平均して上位類の指数を算出する。同様にして、小分類指数、中分類指数、10大費目指数、総合指数の順に積み上げる。

全国の指数は、最初に、各調査市町村の品目別価格指数を各調査市町村の品目別ウエイトで加重平均して、全国の品目別価格指数を求め、次に、全国のウエイトを用いて、上記の方法により順次上位類を計算して総合指数を算出する。

なお、都市階級別、地方別などの指数も全国の場合と同じ方法により算出する。

(2) 年平均・年度平均指数及び半期平均・四半期平均指数の計算方法

生鮮食品以外の品目別価格指数及び類指数の年平均は、1月~12月の各月の指数値の単純平均である。一方、生鮮食品の品目別価格指数の年平均は、月ウエイトによる加重平均である。年度平均指数及び半期平均・四半期平均指数についても、年平均に準じて算出する。

(3) 変化率の計算方法

前月比、前年同月比、前年比などの変化率の計算式は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{変化率(\%)} &= \frac{\text{当期の指数} - \text{前期の指数}}{\text{前期の指数}} \times 100 \\ &= \left(\frac{\text{当期の指数}}{\text{前期の指数}} - 1 \right) \times 100 \end{aligned}$$

9 指数の作成・公表系列

基本分類指数は、全国及び東京都区部については、総合、10大費目、中分類、小分類及び品目別の指数を作成する。また、都市階級（5系列）、地方（10系列）、大都市圏（4系列）、都道府県庁所在市（東京都区部を除く。）及び一部の政令指定都市（川崎市、浜松市、堺市及び北九州市）（50系列）の69系列については、総合、10大費目及び中分類の指数を作成する。

また、品目を財であるかサービスであるかで分類した財・サービス分類指数を全国、東京都区部について作成するほか、世帯属性別指数、品目特性別指数を全国について作成する。

さらに、参考指数として、全国についてラスパイレス連鎖基準方式による指数、中間年バスケット方式による指数を作成する。

10 指数の公表

消費者物価指数は、原則として毎月26日を含む週の金曜日の午前8時30分に公表する。公表内容は、全国の前月分指数及び東京都区部の当月分指数の中旬速報値である。

なお、12月分公表時には年平均指数を、3月分公表時には年度平均指数を、それぞれ公表する。

< 内容に関する問い合わせ先 >

総務省 統計局 統計調査部 消費統計課 物価統計室
物価指数第一係・第二係

電話：03-5273-1175（直通）

詳細は、統計局 HP（<http://www.stat.go.jp/>）

消費者物価指数のページでもご覧になれます。